2　主務大臣は、法第十一条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条並びに第二十一条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、次の表の上欄に掲げる産業標準に関し、同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。

産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣等を定める政令（平成十二年政令第二百九十六号）第一条第三号に掲げる産業標準	経済産業大臣 国土交通大臣
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の適用を受ける航空機及びその装備品の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、性能、耐久度、安全度（航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する航空機及び同条第二項に規定する航空機用機器に関する同法第六条第二項（同法第九条第二項、第十一条第二項及び第十四条第二項の規定により準用する場合を含む。）及び同法第十二条第一項の基準に係るものに限り、産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣等を定める政令第一条第四号に該当するものを除く。）及び使用方法についての産業標準、航空機の発出装置、着陸装置並びに研究、試験及び検査に専用する機器に関する法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる産業標準（航空法の適用を受ける航空機に関するものに限る。）並びに航空従事者訓練専用機器及び航空従事者専用器具に関する同条第一号から第五号までに掲げる産業標準（航空法の規定による航空従事者に係るものに限る。）	国土交通大臣

3　主務大臣は、法第十一条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条並びに第二十一条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第一項第三号に掲げる産業標準に関し、特に郵便に関係のある場合については総務大臣、特に運輸に関係のある場合については国土交通大臣に協議しなければならない。

（利害関係人からの申出）

第二条　法第十二条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により利害関係人が申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申出書を原案とともに、主務大臣に提出しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を原案とみなし、その提出を省略することができる。

一　［略］

二　制定、確認、改正又は廃止しようとする産業標準の名称及び制定、確認、改正又は廃止の別

三～五　［略］

（電子情報処理組織による手続の特例）

第二条の二　［略］

2　［略］

3　法第十二条第一項の規定により主務大臣に申出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用して同項の規定による申出を行うときは、前条の規定にかかわらず、大臣

2　主務大臣は、法第十一条、法第十二条第二項、法第十三条第二項、法第十四条、法第十五条並びに法第十八条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、次の表の上欄に掲げる工業標準に関し、同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。

工業標準化法第六十九条第一項の主務大臣等を定める政令（平成十二年政令第二百九十六号）第一条第三号に掲げる工業標準	経済産業大臣 国土交通大臣
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の適用を受ける航空機及びその装備品の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、性能、耐久度、安全度（航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する航空機及び同条第二項に規定する航空機用機器に関する同法第六条第二項（同法第九条第二項、第十一条第二項及び第十四条第二項の規定により準用する場合を含む。）及び同法第十二条第一項の基準に係るものに限り、工業標準化法第六十九条第一項の主務大臣等を定める政令第一条第四号に該当するものを除く。）及び使用方法についての工業標準、航空機の発出装置、着陸装置並びに研究、試験及び検査に専用する機器に関する法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる工業標準（航空法の適用を受ける航空機に関するものに限る。）並びに航空従事者訓練専用機器及び航空従事者専用器具に関する同条第一号から第五号までに掲げる工業標準（航空法の規定による航空従事者に係るものに限る。）	国土交通大臣

3　主務大臣は、法第十一条、法第十二条第二項、法第十三条第二項、法第十四条、法第十五条並びに法第十八条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第三号に掲げる工業標準に関し、特に郵便に関係のある場合については総務大臣、特に運輸に関係のある場合については国土交通大臣に協議しなければならない。

（申出）

第二条　法第十二条第一項（法第十四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により利害関係人が申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した正副四通の申出書を原案とともに、主務大臣に提出しなければならない。ただし、工業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする工業標準を原案とみなす。

一　［略］

二　制定、確認、改正又は廃止しようとする工業標準の名称及び制定、確認、改正又は廃止の別

三～五　［略］

（電子情報処理組織による手続の特例）

第二条の二　［略］

2　［略］

3　法第十二条第一項の規定により主務大臣に申出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用して同項の規定による申出を行うときは、前条の規定にかかわらず、大臣